

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第194号
事故等種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成25年10月10日 03時10分ごろ
発生場所	島根県浜田市浜田港 浜田市所在の浜田漁港北防波堤灯台付近 （概位 北緯34°53.8′ 東経132°03.4′）
事故等調査の経過	平成25年11月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 福栄丸、184トン
船舶番号、船舶所有者等	133608、株式会社日隆
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷外板に凹損 防波堤 擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、境港でA重油を積載して浜田港に向かった。</p> <p>本船は、船首に2人、船尾に1人をそれぞれ配置に就け、船長が、船橋においてマグネットコンパス、GPSプロッター及びレーダーを使用して手動操舵により、操船に当たり、約5ノットの対地速力で浜田港内を南進中、船首方に浜田漁港北防波堤灯台（以下「浜田漁港」を冠する灯台については、これを省略する。）の緑灯及び西内防波堤灯台の赤灯を認め、浜田港北防波堤（以下「北防波堤」という。）から約5～6隻の漁船が出航したことを確認し、注意深くゆっくりと北防波堤の西端を左転しながら航行した。</p> <p>本船は、船長が、船首方に認めていた西内防波堤灯台の赤灯を見失い、船位が確認できなくなったが、変針が遅れば、前方の西内防波堤に接触すると思い、変針したところ、平成25年10月10日03時10分ごろ左舷外板が北防波堤の西端に衝突した。</p> <p>本船は、航行に支障がなかったので、航行を続けて浜田港漁港ふ頭に着岸した。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向西寄り、波高約3m、潮汐 高潮時
その他の事項	<p>船長は、浜田港内を北防波堤に向かって南進中、西内防波堤灯台の赤灯が陸の明かりに紛れて見えにくいと感じていた。</p> <p>船長は、本事故発生場所が防波堤に囲まれた水域で大角度の変針が</p>

	<p>必要であり、目視での操船が必要であったので、レーダー又はGPSプロッター画面を見る余裕がなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、浜田港の北防波堤付近を南進中、船長が、船首方に認めていた西内防波堤灯台の赤灯を見失い、目視による船位の確認ができない状況となったことから、変針が遅れれば、前方の西内防波堤に接触すると思い、変針したところ、左舷側の北防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、浜田港の北防波堤付近を南進中、船長が、船首方に認めていた西内防波堤灯台の赤灯を見失い、目視による船位の確認ができない状況となったため、変針が遅れれば、前方の西内防波堤に接触すると思い、変針したところ、左舷側の北防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長は、本事故後、うねりが3m以上のときは、浜田港外で錨泊を検討することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、防波堤により囲まれた水域を単独で操船する場合、船首及び船尾配置との連絡を密にし、防波堤までの接近状況等について、適切に報告することを指導すること、また、見張り員の増員を検討すること。